

交通違反すると、こんな反則金が発生!



交通違反を犯すと反則金や罰金が課せられます。比較的軽い違反でも厳密に処分され、外国人だからルールを知らなかったという理由は通じません。ここでは特に犯しやすい交通違反と反則金・罰金を紹介します。

指定場所一時不停止等・踏切不停止



止まれや一時停止の標識がある場所、踏切の手前で一時停止しないと違反です。一時停止を怠ると重大事故を起こす危険があるので日本では厳しく取り締まります。また、踏切の手前では必ず停止してください。電車が来る気配がなくても必ず一時停止してください。

一時停止違反
7,000円

踏切不停止
9,000円

速度超過



速度標識がない一般道は最高速度が60km/h、高速道路での最高速度は100km/hです。超過速度が大きくなるほど反則金の額も大きくなり、30km/h（高速道路は40km/h）以上超過になるとさらに重い罰金が課せられます。

一般道・高速道路
15 km/h未満
9,000円

高速道路 ^{※1}	
30km/h以上35km/h未満	25,000円
35km/h以上40km/h未満	35,000円
40km/h以上は罰金	100,000円 程になることも!

※1 反則金の額は、普通車の場合で、大型車、二輪車、原付車などは異なります。

駐車禁止



日本では駐車違反に対する監視が厳しく、観光地や違法駐車が多い場所では警察のほか民間の監視員も監視し、ほんの数分でも取り締まりの対象となり、反則を示す黄色いカードが渡されます。コンビニでの買い物や写真の撮影など、少しの時間だからいいだろうという考えは通用しません。車から離れるときは必ず駐車場を利用してください。

駐車違反（駐車禁止場所等）
10,000円～



▲駐車違反切符

運転中のスマートホン・イヤホン・ヘッドホンの使用は禁止

運転中の電話やメール、スマホを見ながらの運転は違反です。とても危険なので絶対やめてください。やむを得ず使用する時は駐車禁止エリアではない安全な場所に停車してください。イヤホン・ヘッドホンの使用も県により違反になる場合があります。大音量の音を鳴らしながらの運転も取締の対象です。



スマートホン使用違反
6,000円

イヤホン・ヘッドホン
使用違反^{※2}
5,000円

※2 県により異なる。熊本県では禁止。福岡県では大音量での使用は違反。

シートベルト非装着

運転中は運転者と同乗者全員にシートベルトの装着義務があり、違反すると取締の対象になります。



シートベルト装着違反

反則金はないが違反切符が切られる。なお、レンタカー会社により、シートベルト非装着で事故を起こした場合、保険対象外になる場合がある。

飲酒運転

飲酒運転はどこ国でも厳禁です。日本では特に厳しく、ほんの少しの酒気帯びも厳禁です。運転する人に飲酒をすすめたり、飲酒を知って運転させた同乗者も罰則の対象になります。



酒気帯び運転
50万円の罰金に
なることも!

酒酔い運転
100万円の罰金に
なることも!

酒類の提供者・同乗者に対する罰金
酒気帯び運転
30万円の罰金に
なることも!

酒酔い運転
50万円の罰金に
なることも!



違反キップを切られたらすぐ対応、
未払いいで帰国するとさらに高額な負担が発生!

交通違反をして違反キップを切られたら、すぐレンタカー会社の事故対応窓口に連絡して指示通りに行動してください。反則金の支払いが発生しますが、必ず期限までに所定の手続きをおこない支払いをさせてください。期日までに支払わなかった場合は延滞金が発生し、さらに高額な負担が発生します。

違反の中でも飲酒運転・無免許運転で事故を起こした場合、保険は適用されません。絶対にしないで!



緊急事態が起こったら、まず警察と各レンタカー会社の 事故対応窓口へ連絡してください

そのまま運転を続けると
法律違反になり保険対象外になります。